

学校生活及び生徒指導上の心得

本校生徒には、鳥栖商業高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、充実した学校生活を送り、社会から求められる人材となるよう期待している。

そのために、以下の学校生活及び生徒指導上の心得について理解をし、ふさわしい言動や身だしなみ等を常に心掛けること。

1 校 内・校 外

- (1) 登校後は帰りの HR まで、担任の許可なく校外に出てはならない。また、校内では所定の名札を着用する。
- (2) アルバイトは、特別な事情が無い限り許可しない。
- (3) 自転車通学の場合は自転車ステッカーをつけること。また、ヘルメット着用を推奨する。
- (4) バイク・自動車の免許の無断取得を禁ずる。
- (5) スマートフォン・携帯電話・スマートウォッチの校内での使用を禁じる。

2 服装規定

制服・身だしなみについては、以下の本校規定を遵守する。

(1) 制服

本校指定の制服を着用することとし、次の2つを学校指定の制服とする。

○制服 A

冬季：学ラン、スラックス、カッターシャツ、校章

夏季：スラックス、半袖カッターシャツ

※スラックス着用に際しては、ベルトを着用すること。

○制服 B

冬季：ブレザー、スカート、スラックス、ベスト、ブラウス、リボン

夏季：スカート、スラックス、半袖ブラウス、リボン

(2) 名前札

1 年を通じて左胸ポケットに常につける。校外へ出るときは外す。

(3) 通学用バック

学校指定のものとする。

(4) 靴

華美でないものとする。

(5) 靴下

白、黒、紺、グレーの無地で、くるぶし以上の長さのものとする。ワンポイント可。

冬季は、黒のタイツ着用を認める。

(6) 防寒具

華美でないものとする。

(7) 髪型・まゆ

髪型・まゆについては、清楚でナチュラルな雰囲気及び品位を保つようにする。なお、

男女の髪型について、次の点に留意すること。

○男子髪型について

- ・横髪は耳にかからないこと。
- ・後髪はえりにかからないこと。

○女子髪型について

- ・髪を伸ばす場合は後ろか両横で結ぶこと。

(8) その他

着色のリップクリーム・化粧品類を使用してはならない。また、装身具類についても、原則として着用しないこと。

3 特別指導

教育上問題があると認められるときは特別指導を行う。特別指導の対象になる具体的な行為は、次のような事項である。

- (1) 怠学（理由なき欠席、遅刻、早退、欠課）
- (2) 暴力行為
- (3) いじめ
- (4) ネット、SNS による誹謗中傷
- (5) 不正行為（カンニング）
- (6) 交際の行き過ぎ
- (7) バイク・自動車等の無断免許取得
- (8) 禁止された身だしなみ
- (9) 深夜徘徊および無断外泊
- (10) 無断アルバイト
- (11) 違法行為
- (12) 本校生徒の本分に反する行為（指導不履行）

4 表彰規定

本校生徒に対して他生徒の模範となる行為があるときは表彰を行う。